

速度取締り指針

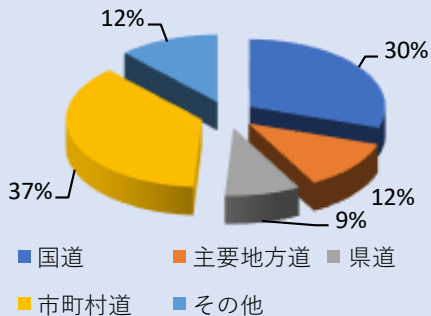
速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～17:00	上石川地内	50キロ
国道293号	9:00～20:00	日光上奈良部地内	法定(60キロ)
主要地方道 鹿沼足尾線	10:00～17:00	下南摩地内	40キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和7年上半期)



- ▼ 人身事故の約51%は国道293号、国道121号、主要地方道、県道等の幹線道路で発生している。
- ▼ 事故類型については、車両同士の事故が約72%を占め、そのうち出会い頭事故が約36%、追突事故が約16%を占めている。
- ▼ 午前7時以降から午前11時頃までの時間帯に出会い頭事故、追突事故が多発している。

～令和7年上半期～

- 国道293号で高齢者の道路横断時における死亡事故が発生している。
- 人身事故の57%は通勤時、工作中、買い物時に発生している。
- 歩行者と車両による事故では歩行者の約78%が高齢者である。

その他の交通指導取締り要点

- 繁華街及び住宅街を重点に夜間におけるミニ検問をランダムに実施する。
- 交通事故の原因となる運転時の携帯電話使用等取締りを強化する。
- 衝突時の被害軽減効果が高いシートベルト違反の取締りを強化する。
- 横断歩道の安全確保の為、横断歩行者妨害等取締りを強化する。
- 違法に大量の土砂等を運搬するダンプカーに対し過積載違反の取締りを強化する。